様式第2号（第7条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　様

丸亀市長

**丸亀市認定農業者等農地集積助成金交付決定及び額の確定通知書**

年　　月　　日付けで交付申請のあった、丸亀市認定農業者等農地集積助成金について、丸亀市認定農業者等農地集積支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

１　交付決定及び交付確定額　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件

(1)　この補助金に係る文書について、丸亀市情報公開条例(令和17年条例第21号)の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をすること。

(2)　この補助金は、丸亀市認定農業者等農地集積支援事業実施要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

(3)　市長が必要であると認めるときは、市職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。

(4)　この助成金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

(5)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(6)　丸亀市認定農業者等農地集積支援事業実施要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。